

今年の株主優待は、株主総会終了後発送予定の決議通知に同封されます。  
紛失されましたも再発行いたしかねますので、  
お取り扱いに十分ご注意くださいようお願いいたします。

YAMAN

## 第49回 定時株主総会招集ご通知

**日時** 2023年7月27日(木曜日) 午前10時(受付開始午前9時)

**場所** ホテルイースト21東京 1階「イースト21ホール」

### ■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

### ■ 目次

第49回定時株主総会招集ご通知	P 1
株主総会参考書類	P 6
事業報告	P14
連結計算書類	P27
計算書類	P30
監査報告書	P33

株主総会当日は、ご出席の皆様へのお土産のご用意や商品販売会等の実施は予定しておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。

(証券コード 6630)

2023年7月7日

(電子提供措置の開始日 2023年7月5日)

株 主 各 位

東京都江東区古石場一丁目4番4号

**ヤーマン株式会社**

代表取締役社長 山 崎 貴三代

## 第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第49回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。  
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.ya-man.co.jp/ir/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コード(6630)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合には、電磁的方法(インターネット等)又は書面のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年7月26日(水曜日)午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年7月27日(木曜日) 午前10時(受付開始午前9時)
2. 場 所 東京都江東区東陽六丁目3番3号  
ホテルイースト21東京 1階「イースト21ホール」  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第49期(2022年5月1日から2023年4月30日まで)事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第49期(2022年5月1日から2023年4月30日まで)計算書類の内容報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎法令及び当社定款第19条の規定に基づき、書面交付請求された株主様に交付する書面は下記の事項を記載しておりません。
- ・業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項
  - ・連結注記表
  - ・個別注記表
- したがって、本書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ◎当日は節電対策として会場の冷房の温度調整を行うため、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は会場と東陽町駅との送迎バスは運行いたしません。

当社企業情報サイト（株主総会情報）

<https://www.ya-man.co.jp/ir/meeting/>

# 議決権行使のご案内

## 株主総会に当日ご出席される場合

株主総会開催日時 **2023年 7月27日(木曜日) 午前10時**

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。  
また、議事資料として本冊子をご持参ください。



## 株主総会に当日ご出席されない場合

2023年 7月26日(水曜日)  
午後5時入力完了分まで

### インターネット等

当社指定の議決権行使ウェブサイト  
<https://www.web54.net>  
にて議案に対する賛否をご入力ください。  
詳細は4ページから5ページをご覧ください。

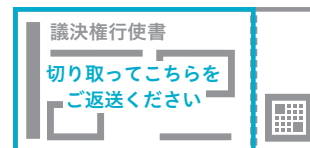
- (1) スマート行使による方法  
(「議決権行使コード」・「パスワード」入力不要)
- (2) インターネット等によるアクセス方法  
(「議決権行使コード」・「パスワード」入力必要)

- 議決権行使書面において、議案につき賛否のご表示のない場合、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いさせていただきます。
- インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。

2023年 7月26日(水曜日)  
午後5時到着分まで

### 郵送

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、下記のように切り取ってご投函ください。



## インターネット等による議決権行使のご案内

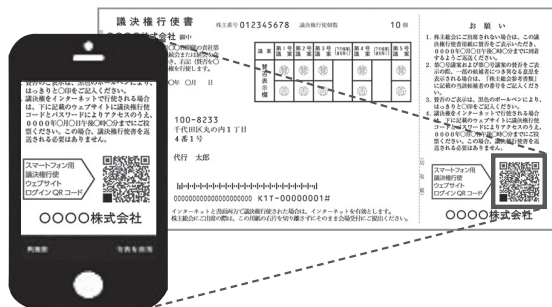
インターネット等による議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード<sup>®</sup>」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

### (1) 「スマート行使」による方法（「議決権行使コード」・「パスワード」入力不要）

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード<sup>®</sup>」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

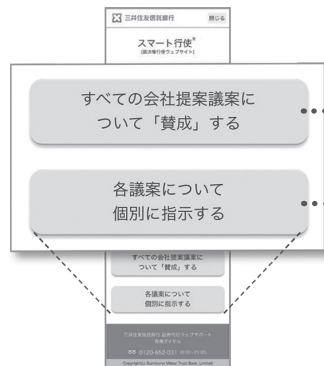
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

#### 1 議決権行使書用紙のQRコードを読み取る (QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



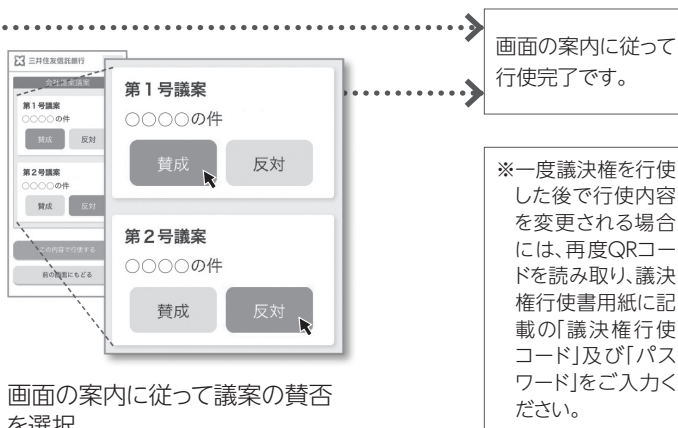
スマートフォンやタブレット端末で、同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード<sup>®</sup>」を読み取る

#### 2 議決権行使方法を選ぶ



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

#### 3 議案の賛否を選択

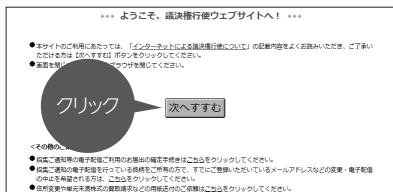


画面の案内に従って議案の賛否を選択

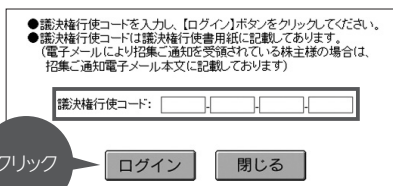
## (2) インターネット等によるアクセス方法（「議決権行使コード」・「パスワード」入力必要）

### 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

議決権行使ウェブサイトURL <https://www.web54.net>

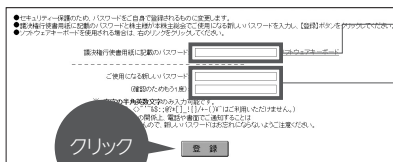


### 2 ログイン



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力

### 3 パスワードの入力



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

ご不明な点につきましては、  
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

インターネット等による議決権行使について ☎ 0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会 ☎ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

### パスワードのお取り扱い

- パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本総会終了まで大切に保管願います。
- パスワードのお電話によるご照会にはお答えいたしかねます。
- パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従って手続きください。

### 機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権を行使いただけます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、今後の事業展開及び内部留保の状況等を勘案するとともに、2023年5月に設立45周年を迎えることができましたことから記念配当を加え、次のとおりとさせていただきますたく存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金8円75銭（普通配当4円25銭／記念配当4円50銭）

総額481,435,605円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年7月28日

## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役 山崎貴三代氏、宮崎昌也氏、戸田正太氏、高田潤氏、石田和男氏、栗原猛氏及び井川沙紀氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、山崎貴三代氏、宮崎昌也氏、戸田正太氏、高田潤氏、石田和男氏、栗原猛氏及び井川沙紀氏7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	山崎 貴三代 (1961年2月9日生)	1983年4月 当社入社 1984年5月 マーケティングマネージャー 1986年7月 取締役マーケティングマネージャー 1989年12月 山崎商会株式会社（カーマン株式会社へ商号変更）代表取締役 1993年5月 取締役海外業務部長 1999年2月 代表取締役社長（現任） 2015年2月 YA-MAN U.S.A LTD.代表取締役（現任） 2015年5月 LABO WELL株式会社代表取締役（現任） (重要な兼職の状況) LABO WELL株式会社 代表取締役 YA-MAN U.S.A LTD. 代表取締役	6,204,600株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 山崎貴三代氏は、当社入社後、マーケティング部門や海外部門を経て、1986年から取締役を、1999年2月から現在に至るまで代表取締役社長を務め、当社の事業及び経営について豊富な経験と実績を有しております。また、取締役会議長として、取締役会の適切な運営と活性化にも努めております。研究開発の強化、企業ブランディング、新しい市場の創出といった経営課題に対応し、マイルストーンである中期経営計画を達成するために、これらの経験が当社の経営の執行と監督に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
2	宮崎 昌也 (1975年11月22日生)	1996年8月 当社入社 2000年12月 経理部課長 2008年1月 取締役管理本部長兼経理部長 2008年2月 LABO WELL株式会社取締役（現任） 2008年10月 取締役管理本部長兼企画管理部長 2009年6月 LABOWELL CORPORATION取締役 2010年1月 取締役管理本部長（現任） (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。	20,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 宮崎昌也氏は、当社入社後、長年にわたり管理部門を統括するとともに、2008年から現在に至るまで取締役を務め、当社の事業及び経営について豊富な経験と実績を有しております。安定した財務状況を維持しつつ、経営資源の最適化を図り、今後の継続的成長を実現させるために、これらの経験が当社の経営の執行と監督に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	戸田正太 (1977年12月30日生)	2001年4月 当社入社 2002年7月 健康機器事業部第一部長 2008年1月 執行役員第二健康機器事業部長 2010年5月 執行役員営業本部第二健康機器事業部長 2010年7月 取締役営業本部第二健康機器事業部長 2017年5月 取締役ブランド戦略本部長兼営業本部第二健康機器事業部長 2018年5月 取締役ブランド戦略本部長（現任） （重要な兼職の状況） 該当事項はありません。	48,000株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 戸田正太氏は、当社入社後、営業部門において活躍し、2010年から現在に至るまで取締役に務め、2017年からはブランド戦略本部を統括するなど、当社の事業及び経営について豊富な経験と実績を有しております。広告宣伝活動を俯瞰的にコントロールし、ヤーマンブランドの確立と浸透を図るという経営上の課題に対応するために、これらの経験が当社の経営の執行と監督に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
4	高田潤 (1976年10月10日生)	1999年4月 当社入社 2009年1月 品質管理部長 2020年5月 執行役員品質管理部長 2020年8月 執行役員品質管理部長兼生産技術部長 2021年5月 執行役員開発本部長兼品質管理部長兼生産技術部長 2021年7月 取締役開発本部長兼品質管理部長兼生産技術部長（現任） （重要な兼職の状況） 該当事項はありません。	4,000株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 高田潤氏は、当社入社後、開発部門の品質管理業務において活躍し、広く当社の事業について豊富な経験と実績を有しております。研究開発体制を強化し、世界に通用する独創的でオリジナリティに溢れる製品を上市していくという経営上の課題に対応するために、これらの経験が当社の経営の執行と監督に活かせるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	いしだかずお 石田和男 (1954年12月11日生)	1979年4月 株式会社大和銀行（現株式会社りそな銀行） 入行 2007年6月 りそな信託銀行株式会社（現株式会社りそな銀行） 執行役員業務統括部担当 2009年4月 株式会社りそな銀行執行役員信託ビジネス部 担当 2010年6月 同行常務執行役員 2012年4月 株式会社埼玉りそな銀行常勤監査役 2015年2月 北興化学工業株式会社常勤監査役 2016年7月 同社専務執行役員企画管理グループ担当 2016年7月 当社社外取締役（現任） 2018年2月 ホクコーパツクス株式会社代表取締役 2020年7月 村田長株式会社取締役 2021年2月 同社代表取締役 2021年6月 野村貿易株式会社社外取締役監査等委員 (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。	1,500株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>石田和男氏は、金融機関や化学メーカー等において要職を歴任し、企業経営やコーポレートガバナンス、内部統制等に関する広範な知識と豊富な経験を有しております。2016年7月に当社の社外取締役に就任以降、客観性や中立性を保ちながら、その経験と見識を活かして、取締役会に対する積極的な助言・提言と、適切な意思決定を行ってきました。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、経営全般への助言と監督機能の強化、取締役会における適切な意思決定を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
6	くりはらたけし 栗原猛 (1972年5月19日生)	1996年10月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人） 入所 2000年10月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人） 入所 2004年7月 税理士法人平成会計社（現税理士法人令和会計社） 入所 2010年7月 ひなた監査法人入所 同法人社員（現任） 2019年7月 当社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 公認会計士	—
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>栗原猛氏は、公認会計士の資格を持ち、財務会計に関する高い知見と幅広い実務経験を有しております。2019年7月に当社の社外取締役に就任後、客観性や中立性を保ちながら、その経験と見識を活かして、取締役会に対する積極的な助言・提言と適切な意思決定を行ってきました。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、当社の財務会計の全般的な監督と助言、取締役会における適切な意思決定を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	井川沙紀 (1980年10月10日生) (戸籍上の氏名：下村沙紀)	2003年4月 株式会社スタッフサービス・ホールディングス入社 2006年4月 株式会社エムアウト入社 2010年6月 プレッツェルジャパン株式会社入社 2013年9月 株式会社トリドール入社 2014年11月 Blue Bottle Coffee Japan合同会社入社 2015年6月 同社取締役 日本代表 2018年11月 BLUE BOTTLE COFFEE Inc. 転籍、VP of Experience (体験担当役員) 2019年8月 同社Asia President (アジア支社長) 2020年10月 同社Chief Brand Officer (ブランド最高責任者) 2021年7月 当社社外取締役 (現任) 2022年3月 株式会社ユーザベース社外取締役 (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。	—
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b></p> <p>井川沙紀氏は、多様な業界での経験と企業経営者としての優れた能力を有しており、当社が経営課題とするブランディングにも精通していることから、当社はその経験と実力を高く評価しております。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、当社のブランド形成に関する助言と多角的な視点を活かした経営に対する提言を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- (注) 2. 石田和男氏、栗原猛氏及び井川沙紀氏は、社外取締役候補者であります。
- (注) 3. 石田和男氏、栗原猛氏及び井川沙紀氏が取締役に就任した場合、引き続き東京証券取引所が規定する独立役員として届け出る予定です。
- (注) 4. 社外取締役候補者の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって石田和男氏が7年、栗原猛氏が4年、井川沙紀氏が2年となります。
- (注) 5. 当社は、石田和男氏、栗原猛氏及び井川沙紀氏との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であり、各氏の選任が承認された場合、当該契約が引き続き適用されます。
- (注) 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる業務遂行上の過失等を理由とする法律上の損害賠償責任に関わる損害及び争訟に係る費用について、当該保険契約により補填することとしております。山崎貢三代氏、宮崎昌也氏、戸田正太氏、高田潤氏、石田和男氏、栗原猛氏及び井川沙紀氏が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しております。
- (注) 7. 社外取締役候補者の井川沙紀氏の戸籍上の氏名は下村沙紀であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 岩崎榮治氏は、本總會終結の時をもって辞任いたしますので、河本智子氏の選任をお願いしたいと存じます。なお、監査役候補者河本智子氏は、岩崎榮治氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は、当社定款の定めにより、退任する同監査役の任期満了の時までとなります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
<p><b>新任</b></p> <p>河本智子 (1972年11月20日生)</p>	<p>2002年10月 東京テーマス法律事務所入所</p> <p>2005年4月 河本総合法律事務所設立</p> <p>2006年10月 東京中央総合法律事務所設立</p> <p>2016年4月 第二東京弁護士会副会長</p> <p>2019年4月 日本弁護士連合会常務理事</p> <p>2022年4月 関東弁護士会連合会理事</p> <p>2023年4月 関東弁護士会連合会常務理事 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>弁護士</p>	—
<p><b>【社外監査役候補者とした理由】</b></p> <p>河本智子氏は、弁護士の資格を持ち、企業法務に関する豊富な実務経験と幅広い見識を有しております。これらの経験と見識を活かし、社外監査役としての職務を適切に遂行できる人材であると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>		

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注) 2. 河本智子氏は社外監査役候補者であります。

(注) 3. 河本智子氏が監査役に就任した場合、東京証券取引所が規定する独立役員として届け出る予定です。

(注) 4. 河本智子氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(注) 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる業務遂行上の過失等を理由とする法律上の損害賠償責任に関わる損害及び争訟に係る費用について、当該保険契約により補填することとしております。

河本智子氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しております。

## 〈ご参考〉

## 取締役及び監査役(予定)の専門性と経験

	企業経営	営業・ マーケティング	製品開発・ 技術・研究	グローバル	財務・会計	人事・ 人財開発	法務・ リスク管理・ 内部統制
取締役							
山崎 貴三代	○	○	○	○		○	
宮崎 昌也	○				○	○	○
戸田 正太	○	○	○				
高田 潤	○		○				○
石田 和男	○				○		○
栗原 猛					○		○
井川 沙紀	○	○		○			
監査役							
鳥山 望					○		○
鴛海 量明					○		○
河本 智子							○

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
なかにし まり 中西麻理 (1980年6月13日生)	2005年4月 中央青山監査法人入所 2006年1月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人） 入所 2009年1月 HSKコンサルティング株式会社（現 令和アカウント ィング・ホールディングス株式会社）入社 2012年8月 中西麻理公認会計士事務所設立 所長（現任） 2021年7月 明星監査法人 代表社員（現任） 2022年7月 清水建設プライベートリート投資法人 監督役員（現 任） (重要な兼職の状況) 公認会計士・税理士	—
<b>【補欠の社外監査役候補者とした理由】</b> 中西麻理氏は、公認会計士及び税理士の資格を持ち、財務会計に関する豊富な実務経験と幅広い見識を有しております。これらの経験と見識を活かし、社外監査役としての職務を適切に遂行できる人材であると判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- (注) 2. 中西麻理氏は補欠の社外監査役候補者であります。
- (注) 3. 中西麻理氏が監査役に就任した場合、東京証券取引所が規定する独立役員として届け出る予定です。
- (注) 4. 中西麻理氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
- (注) 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる業務遂行上の過失等を理由とする法律上の損害賠償責任に関わる損害及び争訟に係る費用について、当該保険契約により補填することとしております。  
中西麻理氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。  
また、当該保険契約は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しております。

以上

# 事業報告

(2022年5月1日から  
2023年4月30日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、長らく続いた新型コロナウイルス感染症拡大によるやく収束の兆しが見え始めたことから、徐々に回復のペースを加速させてまいりました。

海外各国においても同様に、経済活動は総じて回復傾向にありました。

しかしながら、インフレ圧力を背景とした相次ぐ消費財の値上がりや不安定な為替の動向、ロシアによるウクライナ侵攻を始めとする世界的な政情不安の影響などにより、先行きに対する不透明感は払拭できないままとなりました。

このような状況の下、当社グループは、これまで美顔器で培ってきた技術とヤーマンブランドを活かしつつ、より大きな市場であるヘアケア・シェーバーといった新カテゴリの創出に取り組んでまいりました。

また、当連結会計年度は2020年11月に公表した中期経営計画の集大成の年でもあり、目標として掲げた「売上高500億円、営業利益率20%」を実現すべく、広告宣伝や研究開発への投資を強めてまいりました。

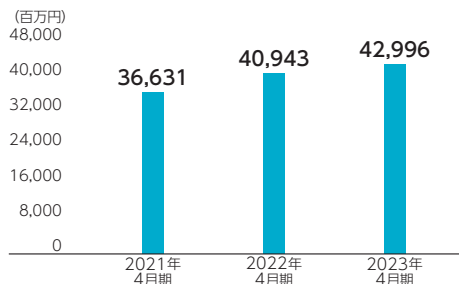
海外部門が中国において大きく売上を伸ばしたことや、国内各販路もそれぞれ堅調な売上となったことから、当連結会計年度の売上高は42,996,308千円（前連結会計年度比5.0%増）と前連結会計年度を上回りましたが、投資が先行したことから、営業利益は6,134,819千円（前連結会計年度比10.8%減）、経常利益は5,917,504千円（前連結会計年度比26.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,913,141千円（前連結会計年度比30.0%減）と、利益面では前連結会計年度には及びませんでした。

中期経営計画が未達となったことを受け、2023年6月13日付で新たな中期経営計画となる「Going Global Strategy」を策定し、あらためてグローバルブランドカンパニーへの道程を示すとともに、中期（2028年4月期）では売上高700億円を目標とすることを公表しております。

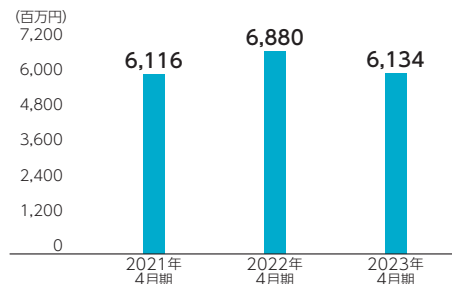
これを達成するため、引き続きブランディング、研究開発、海外展開などに対する投資を強化し、各販路の更なる伸長を図ってまいります。

### 連結財務ハイライト

#### ● 売上高



#### ● 営業利益





次に、各部門の概況についてご報告申し上げます。

当社グループの美容健康関連事業は、販売チャネルごとに、大きく通販部門、店販部門、直販部門、海外部門に区分されます。

通販部門におきましては、地上波テレビ通販やカタログ通販などの販路を中心に手堅い売上となったことから、売上高は6,666,868千円（前連結会計年度比28.1%増）、セグメント利益は2,299,568千円（前連結会計年度比7.9%増）と売上・利益ともに前連結会計年度を上回りました。

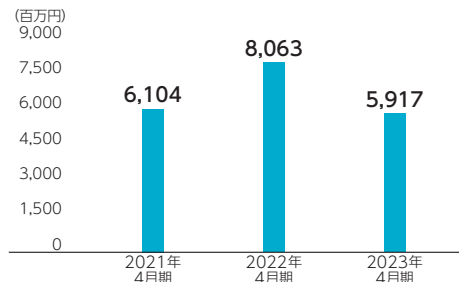
店販部門におきましては、百貨店や直営店では持ち直しの兆しがあったものの、家電量販店向けやバラエティショップ向けの販売が苦戦し、売上高は7,953,879千円（前連結会計年度比5.3%減）、セグメント利益は1,826,322千円（前連結会計年度比27.2%減）と売上・利益ともに前連結会計年度を下回りました。

直販部門におきましては、化粧品などのリピート商材強化への投資を重点的に継続した結果、売上高は9,922,142千円（前連結会計年度比14.2%減）、セグメント利益は4,587,896千円（前連結会計年度比21.5%減）と前連結会計年度に及びませんでした。

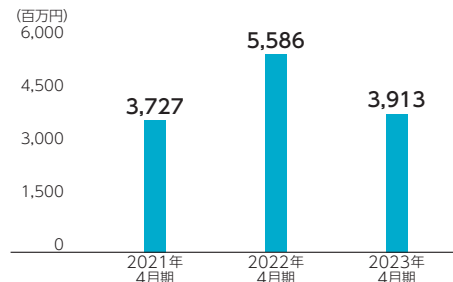
海外部門におきましては、米国及び中国の子会社への投資の強化に着手したほか、その他の国や地域への進出にも積極的に取り組んでまいりました。

中国国内市場が引き続き好調に推移したことから、売上高は17,894,298千円（前連結会計年度比23.2%増）、セグメント利益は6,870,475千円（前連結会計年度比56.7%増）と売上・利益ともに前連結会計年度を大きく上回りました。

#### ● 経常利益



#### ● 親会社株主に帰属する当期純利益





## (2) 資金調達等についての状況

### ① 資金調達

当連結会計年度において、新たな資金調達はありませんでした。  
一方、長期借入金を624,000千円返済しております。

### ② 設備投資

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は310,189千円であり、その主なものは製品の製造に係る金型の購入のための投資及び新基幹システム構築のための投資であります。

## (3) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	年度	第46期 2019年5月1日～ 2020年4月30日	第47期 2020年5月1日～ 2021年4月30日	第48期 2021年5月1日～ 2022年4月30日	第49期 (当連結会計年度) 2022年5月1日～ 2023年4月30日
	売上高 (千円)		22,975,758	36,631,026	40,943,193
経常利益 (千円)		2,310,752	6,104,957	8,063,479	5,917,504
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)		1,322,586	3,727,926	5,586,869	3,913,141
1株当たり当期純利益 (円)		23.66	67.75	101.54	71.12
総資産額 (千円)		17,292,977	25,855,511	30,552,173	30,979,525
純資産額 (千円)		13,361,715	16,893,058	22,093,208	25,435,945
1株当たり純資産額 (円)		242.85	307.03	401.54	462.29

### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	年度	第46期 2019年5月1日～ 2020年4月30日	第47期 2020年5月1日～ 2021年4月30日	第48期 2021年5月1日～ 2022年4月30日	第49期 (当事業年度) 2022年5月1日～ 2023年4月30日
	売上高 (千円)		21,897,239	36,122,257	40,674,041
経常利益 (千円)		2,752,077	6,546,621	8,312,464	6,763,342
当期純利益 (千円)		1,700,287	3,474,832	5,597,727	4,712,724
1株当たり当期純利益 (円)		30.42	63.15	101.74	85.65
総資産額 (千円)		17,255,600	26,043,066	30,684,148	31,762,111
純資産額 (千円)		13,841,052	17,117,699	22,258,750	26,379,997
1株当たり純資産額 (円)		251.56	311.11	404.55	479.45

(注) 「1株当たり当期純利益」は期中平均発行済株式数に、「1株当たり純資産額」は期末発行済株式数に基づいて算定しており、銭未満を四捨五入して表示しております。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、新中期経営計画の達成に向けて、次の事項を特に重点的に取り組むべき課題としております。

##### ① 研究開発活動の強化

当社グループが属する美容健康関連業界では、様々な製品・商品が販売されており、その中からお客様に選ばれるためには、お客様のニーズに応えるのはもちろん、美容の常識を塗り替えるような夢や驚きのある製品の開発が必要になります。

2020年に立ち上げた「表情筋研究所」を軸に、産学連携の推進など研究開発への投資を更に強化してまいるほか、FDA・NMPAなどの各種認証への対応にも注力してまいります。

##### ② 企業ブランディング

売上規模の拡大のためには、個々の製品・商品のみならず、「ヤーマン」という企業ブランド自体の認知をグローバルに広げ、底上げを図っていく必要があります。

特に新カテゴリであるヘアケア・シェーバーについては、育成ブランドとして積極的に広告投資を継続するほか、企業イメージ向上を狙った広告宣伝についても充実させてまいります。

また、多様な人材の活用による組織の強化と活性化、SDGs推進に向けた環境問題への取り組みなどを通して、「ヤーマン」ブランドの確立と浸透に注力してまいります。

##### ③ グローバル展開の強化

当社グループは、「日本発のグローバルブランドカンパニー」として、アジアのみならず全世界への展開を目指しております。

ユニバーサルデザインの推進や各種認証の取得などによるグローバルに通用する製品開発、海外を視野に入れた広告展開などを進めてまいります。

また、当社グループには、米国と中国に海外子会社がありますが、これらを足掛かりにグローバル展開を加速すべく、投資を強化してまいります。

新型コロナウイルス感染症の拡大はお客様の消費行動を大きく変え、収束の兆しが見え始めた今もなお、変化を続けています。

当社グループでは、この経営環境の変化をビジネスチャンスと捉え、新しい市場の創出と新しいニーズの発掘を行い、「日本発のグローバルブランドカンパニー、ヤーマン」の実現を目指してまいる所存です。

## (5) 主要な事業内容

当社グループは、主に美容健康関連機器の研究開発、製造、販売及び化粧品・バラエティ雑貨・アパレル・ファッショングッズ等の企画開発、仕入販売を行っております。

## (6) 企業集団の主要拠点等

### ① 企業集団の主要拠点

名 称	所 在 地
本 店	東 京 都 江 東 区
本 社 事 務 所	東 京 都 江 東 区
LABO WELL 株式会社	東 京 都 江 東 区
YA-MAN U.S.A LTD.	米国デラウェア州ウィルミントン
雅萌（上海）美容科技有限公司	中 華 人 民 共 和 国 上 海 市

### ② 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数
通 販 部 門	9名
店 販 部 門	148名
直 販 部 門	28名
海 外 部 門	19名
そ の 他	1名
全 社 （ 共 通 ）	170名
計	375名

(注) 全社（共通）は、管理本部、開発本部及び生産・物流本部の従業員であります。

### ③ 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度比増減	平均勤続年数	平均年齢
369名	10名増	4.9年	35.5歳

## (7) 重要な親会社及び子会社等の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 子会社等の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
LABO WELL株式会社	10,000千円	100.0%	美容健康関連機器、化粧品、アパレル等の販売
YA-MAN U.S.A LTD.	1,165,905千円	100.0%	美容健康関連機器、化粧品等の販売
雅萌（上海）美容科技 有限公司	320,268千円	100.0%	化粧品等の販売
MACHERIE BEAUTY TECHNOLOGY CO.,LTD	984,287千円	35.0%	美容健康関連機器の製造及び販売
株式会社エフエクトィム	499,900千円	35.0%	美容健康関連機器、化粧品等の企画及び販売

### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## (8) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高（千円）
株式会社三井住友銀行	550,000
株式会社三菱UFJ銀行	260,000
株式会社みずほ銀行	260,000
三井住友信託銀行株式会社	260,000

(注) 事業年度末における残高が1億円以上の借入先を記載しております。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 195,555,520株
- (2) 発行済株式の総数 58,348,880株（自己株式3,327,668株を含む。）
- (3) 当事業年度末の株主数 72,264名

### (4) 上位10名の株主の状況

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
山崎 静子	9,527,450	17.31
山崎 貴三 代	6,204,600	11.27
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,965,200	5.38
一般社団法人美山崎	2,811,050	5.10
山崎 光英	2,453,600	4.45
V i c t o r i a Y a m a z a k i	2,080,000	3.78
山崎 知美	2,080,000	3.78
山崎 岩男	1,473,600	2.67
エコライト合同会社	650,000	1.18
株式会社日本カストディ銀行（信託口他）	635,000	1.15

- (注) 1. 持株比率は、小数第3位以下を切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況（2023年4月30日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
山崎 貴三代	代表取締役社長	LABO WELL 株式会社 代表取締役 YA-MAN U.S.A LTD. 代表取締役
宮崎 昌也	取締役 管理本部長	—
戸田 正太	取締役 ブランド戦略本部長	—
高田 潤	取締役 開発本部長	—
石田 和男	取締役	—
栗原 猛	取締役	公認会計士
井川 沙紀	取締役	—
鳥山 望	常勤監査役	—
岩崎 榮治	監査役	—
鷺海 量明	監査役	公認会計士、税理士 ソーバル株式会社社外監査役 タマホーム株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役 石田和男、栗原猛、井川沙紀は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 鳥山望、岩崎榮治、鷺海量明は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役 石田和男、栗原猛、井川沙紀及び監査役 鳥山望、岩崎榮治、鷺海量明は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 監査役 鷺海量明は、公認会計士及び税理士の資格を持ち、財務会計の高い知見と幅広い経験を有するものであります。
5. 当社では、取締役会の意思決定及び業務執行の迅速化並びに効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。
6. 当社は、法令に定める監査役員の数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる業務遂行上の過失等を理由とする法律上の損害賠償責任に関わる損害及び争訟に係る費用について、当該保険契約により補填することとしております。

ただし、被保険者の業務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意による法令違反に係る損害賠償請求など一定の事由に対しては、補償の対象としないこととしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。

### (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月13日開催の取締役会において、下記のとおり取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、当社は、取締役の指名・報酬の内容及び決定プロセスを透明化し、コーポレートガバナンスのより一層の充実を図るため、2021年12月14日付で任意の指名・報酬諮問委員会を設置しており、取締役会からの諮問に対して同委員会において審議し、その答申を踏まえたうえで決定しております。

#### a 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう、各取締役の役位、担当職務、成果、会社への貢献度、社会的地位、就任の事情、会社の業績などを総合的に勘案することとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、個々の取締役の報酬等の額の決定については、株主総会において決議された取締役の報酬限度額の範囲内において、業務執行取締役については、各取締役の役位、担当職務、成果、会社への貢献度、社会的地位、就任の事情、会社の業績等を総合的に勘案し、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑みて、各取締役の会社への貢献度、社会的地位、就任の事情等を総合的に勘案し、いずれも基本

報酬のみを支払うこととする。

- b 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、業務執行取締役については各取締役の役位、担当職務、成果、会社への貢献度、社会的地位、就任の事情、会社の業績等を考慮し、部長職給与の最高額に取締役会において定める取締役の職位別の係数を乗じた額並びに一般的な業務執行取締役報酬及び社外取締役報酬の水準を参考としながら、社外取締役については各取締役の会社への貢献度、社会的地位、就任の事情等を考慮し、一般的な業務執行取締役報酬及び社外取締役報酬の水準を参考としながら、総合的に勘案して決定するものとする。

- c 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の計算方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社においては、業績連動報酬等及び非金銭報酬等を導入していないため、今後必要に応じて検討していくものとする。

- d 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社においては、基本報酬（金銭報酬）のみを支給しているが、今後必要に応じて業績連動報酬等及び非金銭報酬等の導入について検討していくものとする。

- e 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の評価配分とする。

## ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2006年7月3日開催の第32回定時株主総会において年額300,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。

監査役の金銭報酬の額は、2007年7月30日開催の第33回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。



### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度については、2022年7月28日開催の取締役会において、代表取締役 山崎貴三代に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。

その権限の内容は、各取締役の担当職務の内容、会社業績に対する貢献度等を踏まえた基本報酬の年俸額の決定です。

これらの権限を代表取締役に委任した理由は、当社を取り巻く事業環境や当社の経営状況を熟知し、会社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当職務の評価を行うには、代表取締役が最も適しているという判断によるものです。

### ④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	支 給 人 員	基 本 報 酬
取 締 役	7名	122,060千円
監 査 役	4名	16,800千円
計	11名	138,860千円

- (注) 1. 上記には、2022年7月28日開催の第48回定時株主総会終結の時をもって辞任した社外監査役1名を含んでおります。
2. 上記金額には、社外取締役3名分及び社外監査役4名分を含んでおり、その総額は30,000千円であります。
3. 当社は、上記金額以外に業績連動報酬等及び非金銭報酬等を支給していません。

### (5) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

### (6) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の業務執行者との重要な兼職に関する事項

該当事項はありません。

#### ② 他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項

監査役 鷲海量明は、ソーバル株式会社及びタマホーム株式会社の社外監査役ですが、これらの会社と当社の間には特別の関係はありません。

- ③ 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）との親族関係  
該当事項はありません。

④ 各社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	石 田 和 男	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席し、企業経営に関する豊富な実務経験に基づく意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行い、当社が期待する経営全般の監督と助言という役割を適切に果たしております。
取 締 役	栗 原 猛	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行い、当社が期待する財務会計の全般的な監督と助言という役割を適切に果たしております。
取 締 役	井 川 沙 紀	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席し、主に企業ブランディングの見識を活かした意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行い、当社が期待する多角的な視点からの経営の監督と助言という役割を適切に果たしております。
監 査 役	鳥 山 望	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会14回のすべてに出席し、金融機関における長年の経験に基づく企業経営に関する豊富な実務経験と見識を活かして、適切な助言・提言を行っております。
監 査 役	岩 崎 榮 治	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会14回のすべてに出席し、銀行勤務で培った企業経営や企業財務に関する幅広い経験を活かして、適切な助言・提言を行っております。
監 査 役	鷺 海 量 明	2022年7月28日に就任後、当事業年度に開催された取締役会10回及び監査役会10回のすべてに出席し、財務会計に関する幅広い見識に基づく意見を述べるなど、適切な助言・提言を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 責任限定契約に関する事項

当社と有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (3) 会計監査人の報酬等の額

	区 分	報 酬 等 の 額
①	公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の監査業務の報酬等の額	40,400千円
②	当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40,400千円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて十分な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、合計額を記載しております。

### (4) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

- (注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2023年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>28,566,696</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,681,752</b>
現金及び預金	16,146,142	支払手形及び買掛金	1,521,045
受取手形、売掛金及び契約資産	4,935,153	1年内返済予定の長期借入金	624,000
商品及び製品	4,018,266	リース債務	9,498
仕掛品	8,030	未払金	1,421,382
原材料及び貯蔵品	1,106,204	未払法人税等	494,696
未収入金	936,297	賞与引当金	112,565
未収還付法人税等	1,291	その他	498,564
その他	1,415,310	<b>固定負債</b>	<b>861,827</b>
<b>固定資産</b>	<b>2,412,829</b>	長期借入金	706,000
<b>有形固定資産</b>	<b>543,594</b>	リース債務	12,500
建物及び構築物	262,914	持分法適用に伴う負債	143,326
機械装置及び運搬具	53,221	<b>負債合計</b>	<b>5,543,580</b>
土地	158,177	<b>(純資産の部)</b>	
リース資産	19,415	<b>株主資本</b>	<b>25,363,201</b>
建設仮勘定	5,905	資本金	1,813,796
その他	43,960	資本剰余金	1,432,431
<b>無形固定資産</b>	<b>590,776</b>	利益剰余金	25,004,092
その他	590,776	自己株式	△2,887,118
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,278,459</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>72,743</b>
投資有価証券	300,000	為替換算調整勘定	72,743
関係会社株式	77,981	<b>純資産合計</b>	<b>25,435,945</b>
繰延税金資産	362,578	<b>負債・純資産合計</b>	<b>30,979,525</b>
その他	537,899		
<b>資産合計</b>	<b>30,979,525</b>		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2022年5月1日から  
2023年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		42,996,308
売 上 原 価		16,849,147
売 上 総 利 益		26,147,160
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		20,012,341
営 業 利 益		6,134,819
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	12,258	
為 替 差 益	300,107	
そ の 他	12,647	325,013
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	23,810	
支 払 保 証 料	3,990	
売 上 債 権 売 却 損	3,492	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	457,333	
寄 付 金	52,000	
そ の 他	1,701	542,327
経 常 利 益		5,917,504
特 別 利 益		
受 取 和 解 金	1,350	1,350
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	24,392	
損 失 負 担 金	57,457	81,849
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		5,837,005
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,772,990	
法 人 税 等 調 整 額	150,873	1,923,864
当 期 純 利 益		3,913,141
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		3,913,141

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2022年5月1日から  
2023年4月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2022年5月1日残高	1,813,796	1,432,431	21,678,982	△2,887,118	22,038,091
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△591,478	-	△591,478
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	3,913,141	-	3,913,141
そ の 他	-	-	3,447	-	3,447
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	3,325,110	-	3,325,110
2023年4月30日残高	1,813,796	1,432,431	25,004,092	△2,887,118	25,363,201

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括 利益累計額合計	
2022年5月1日残高	55,117	55,117	22,093,208
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	-	-	△591,478
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	3,913,141
そ の 他	-	-	3,447
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	17,626	17,626	17,626
連結会計年度中の変動額合計	17,626	17,626	3,342,736
2023年4月30日残高	72,743	72,743	25,435,945

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2023年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>28,106,550</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,663,613</b>
現金及び預金	15,872,078	支払手形	70,272
受取手形	15,796	買掛金	1,453,792
売掛金及び契約資産	4,901,139	1年内返済予定の長期借入金	624,000
商品及び製品	3,869,154	リース債務	8,354
仕掛品	8,030	未払金	1,408,889
原材料及び貯蔵品	1,106,204	未払費用	36,531
前渡金	232,807	未払法人税等	494,696
前払費用	261,690	前受金	2,053
未収入金	936,594	預り金	14,813
その他の他	903,054	賞与引当金	112,565
<b>固定資産</b>	<b>3,655,560</b>	その他の他	437,644
<b>有形固定資産</b>	<b>538,433</b>	<b>固定負債</b>	<b>718,500</b>
建築物	262,914	長期借入金	706,000
構築物	0	リース債務	12,500
機械及び装置	50,174	<b>負債合計</b>	<b>5,382,114</b>
工具、器具及び備品	43,136	<b>(純資産の部)</b>	
土地	158,177	<b>株主資本</b>	<b>26,379,997</b>
リース資産	18,125	資本金	1,813,796
建設仮勘定	5,905	資本剰余金	1,432,431
<b>無形固定資産</b>	<b>590,776</b>	資本準備金	1,313,795
特許権	57,369	その他資本剰余金	118,636
ソフトウェア	280,903	<b>利益剰余金</b>	<b>26,020,888</b>
その他の他	252,502	利益準備金	61,792
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,526,351</b>	その他利益剰余金	25,959,096
投資有価証券	300,000	別途積立金	5,500
関係会社株式	1,013,898	繰越利益剰余金	25,953,596
繰延税金資産	681,676	<b>自己株式</b>	<b>△2,887,118</b>
その他の他	530,776	<b>純資産合計</b>	<b>26,379,997</b>
<b>資産合計</b>	<b>31,762,111</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>31,762,111</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2022年5月1日から  
2023年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		42,695,057
売上原価		16,718,882
売上総利益		25,976,175
販売費及び一般管理費		19,478,040
営業利益		6,498,134
営業外収益		
受取利息及び配当金	11,770	
業務委託料収入	32,040	
為替差益	296,769	
その他の	8,601	349,181
営業外費用		
支払利息	22,875	
支払保証料	3,915	
売上債権売却損	3,492	
寄付金	52,000	
その他の	1,691	83,974
経常利益		6,763,342
特別利益		
受取和解金	1,350	1,350
特別損失		
固定資産除却損	24,392	
子会社株式評価損	45,661	
損失負担金	57,457	127,510
税引前当期純利益		6,637,182
法人税、住民税及び事業税	1,772,813	
法人税等調整額	151,643	1,924,457
当期純利益		4,712,724

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



## 株主資本等変動計算書

(2022年5月1日から  
2023年4月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計
					別 途 積立金	繰越利益 剰余金		
2022年5月1日残高	1,813,796	1,313,795	118,636	1,432,431	61,792	5,500	21,832,349	21,899,641
当 期 変 動 額								
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△591,478	△591,478
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	-	4,712,724	4,712,724
株主資本以外の 項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	4,121,246	4,121,246
2023年4月30日残高	1,813,796	1,313,795	118,636	1,432,431	61,792	5,500	25,953,596	26,020,888

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	
2022年5月1日残高	△2,887,118	22,258,750	22,258,750
当 期 変 動 額			
剰余金の配当	-	△591,478	△591,478
当 期 純 利 益	-	4,712,724	4,712,724
株主資本以外の 項目の当期変動額(純額)	-	-	-
当期変動額合計	-	4,121,246	4,121,246
2023年4月30日残高	△2,887,118	26,379,997	26,379,997

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年6月15日

ヤーマン株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮原 さつき

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 比留間 郁夫

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヤーマン株式会社の2022年5月1日から2023年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤーマン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年6月15日

ヤーマン株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮 原 さつき

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 比留間 郁 夫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヤーマン株式会社の2022年5月1日から2023年4月30日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



### 監 査 報 告 書

当監査役会は2022年5月1日から2023年4月30日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、期初に当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、内部監査部門及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において運営の状況を調査するほか、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。今後とも、状況の変化等に即応したベストプラクティスを追求し続けていくことが重要であると考えております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年6月20日

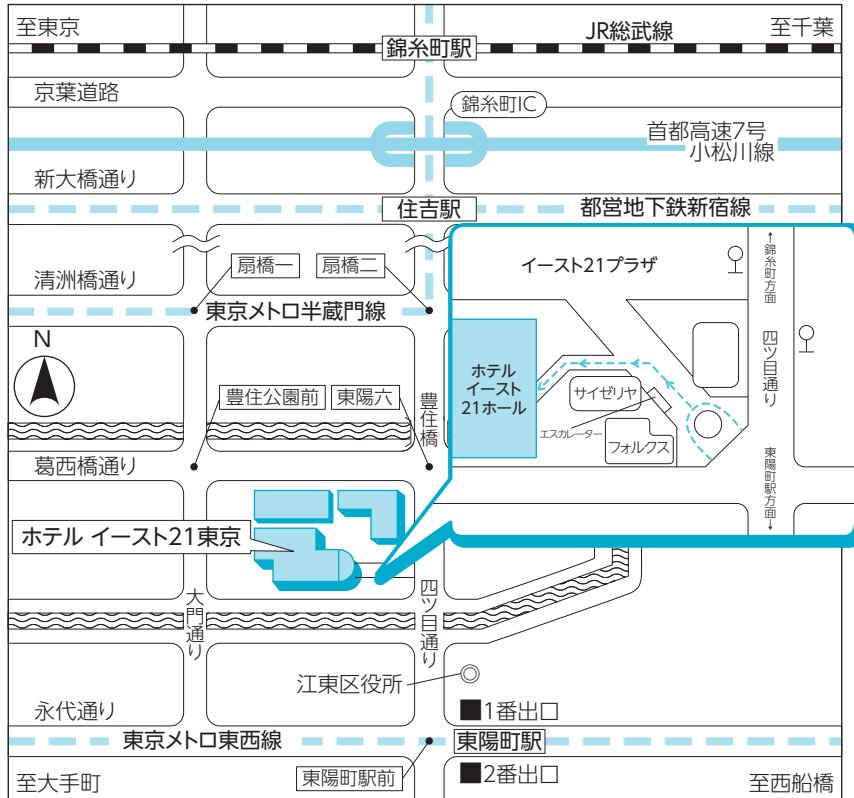
ヤーマン株式会社 監査役会

常勤社外監査役	鳥山	望	Ⓢ
社外監査役	岩崎	榮治	Ⓢ
社外監査役	鷺海	量明	Ⓢ

以上

# 定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都江東区東陽六丁目3番3号  
ホテルイースト21東京 1階「イースト21ホール」  
電話 03-5683-5683 (代表)



交通 東京メトロ東西線 東陽町駅（1番出口）より徒歩約7分  
東京メトロ半蔵門線・都営地下鉄新宿線 住吉駅より  
都営バス<東22>で約10分 豊住橋（東京イースト21）下車  
JR総武線 錦糸町駅より  
都営バス<東22>で約15分 豊住橋（東京イースト21）下車

当日は会場と東陽町駅との送迎バスは運行いたしません。



電子提供措置の開始日 2023年7月5日

第49回定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

(2022年5月1日から2023年4月30日まで)

ヤーマン株式会社

## 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

### (1) 決議の内容の概要

当社は、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり定めており、本基本方針及び法令、社内規程に従い業務を遂行することにより、業務の適正を確保しております。

#### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a 取締役は、法令・社内規則等を遵守することを宣誓し、コンプライアンス体制の整備に努めるものとする。重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、コンプライアンス統括部門及び監査役に報告し、適切な対策を講じる。
- b 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
- c 内部監査室は、内部統制システムの整備・運用状況を監査し、必要に応じてその改善を促す。
- d 通報者の保護を徹底した内部通報制度を充実する。
- e 反社会的勢力対応規程に基づき、反社会的勢力による不当要求に対し、警察及び警視庁管内特殊暴力防止対策連合会とも連携し毅然と対応していく。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a 取締役は、議事録、会議録、稟議書、契約書、計算書類その他の重要な文書を関連資料とともに保管し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- b 文書管理規程を整備し、情報を有効に活用する。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a 取締役は、リスク管理規程に基づき定期的にビジネスリスクを検討・評価し、損失のリスクの管理のため必要な体制（リスクの発見・情報伝達・評価・対応の仕組み等）の整備・運用を行う。
- b リスク管理統括部門は、全社のリスクを統括し、リスクの内容に応じて責任部署を設定し、具体的な対応策を策定する。
- c 財務報告の正確性と信頼性を確保する観点から、関連する業務プロセスの特定及びリスクの評価を行い、文書化並びに統制活動の実施状況を定期的に確認する。

④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- a 取締役会は、取締役の職務分掌を定め、各取締役が責任を持って担当する領域を明確にする。各取締役は、各部門の事業計画及び予算申請を踏まえ、必要な経営資源の配分の決定又は見直しを行い、当社全体の効率的な運営を確保する。
- b 取締役及び使用人による意思決定と業務執行についての権限と責任を明確にするため、職務権限及び職務分掌に関する規程を整備する。

⑤ **使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- a 取締役は、使用人に対して法令・社内規則等の周知を図り、その遵守を徹底する。取締役は、使用人の職務権限を定め、使用人の責任と権限を明確にし、以て業務執行の責任体制を確立する。
- b コンプライアンス統括部門は、社内コンプライアンス教育を実施し、コンプライアンスに係る相談ができる仕組みを作る。
- c リスク管理統括部門は、各部署の日常的な活動状況におけるリスクを把握し、会社の抱えるリスクを管理する。
- d 法務部門は、当社の事業に適用される法令等を識別し、その内容を関連部署に周知徹底する。

⑥ **次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制**

- a 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
  - ・当社は、当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係会社会議の実施及び関係資料等の提出を求める。
  - ・当社は子会社に対し、子会社がその経営成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告するため、子会社の取締役会に当社の取締役又は使用人が出席することを求める。
- b 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・当社は、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程を策定し、同規程において子会社にリスク管理を行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
  - ・リスク管理統括部門は、子会社を含めたリスクを管理し、グループ全体のリスク管理推進に関わる課題・対応策を審議する。

- c 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社管理の基本方針及び運用方法を策定する。
  - ・当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、取締役会非設置会社の選択を認めるなど、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を整備させる。
- d 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・当社は、子会社に、その取締役及び使用人が当社の「企業倫理」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制を整備させる。
  - ・当社は、子会社に、その事業内容や規模等に応じて、適正数の監査役を配置する体制を整備させる。
  - ・当社は、子会社に、監査役が内部統制システムの整備・運用状況を含め、子会社の取締役の職務執行を監査する体制を整備させる。
  - ・当社は、子会社に、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため当社の内部通報制度を利用する体制を整備させる。

⑦ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役補助使用人の設置については、適材配置の視点から中期的な人事計画で検討することとし、当面は次のとおり対応する。

- a 監査役並びに監査役会事務局の庶務事項は、管理本部内に専任スタッフを配置する。
- b 監査補助業務は、監査役からの要請事案に関し、管理本部長の指示に基づき、管理本部のスタッフが対応する。

⑧ **上記使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- a 管理本部長は、監査役からの監査補助業務の要請に対し、要員を確保し、監査役の指揮下において当該業務に専任させる。
- b 管理本部スタッフによる監査補助業務の履行状況の評価は、監査役会が行い、管理本部長に報告する。

⑨ **監査役の上記使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

⑩ **次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制**

a 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- ・取締役は、監査役を取締役会をはじめとする重要な会議への出席権限を保証する。
- ・取締役及び使用人は、監査役に対し、業務又は財務に重大な影響を及ぼす恐れのある法律上又は財務上の諸問題、規制当局からの命令その他著しい損害を及ぼす恐れのある事実について、発見次第直ちに報告する。また、取締役及び使用人は、監査役からその業務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに当該事項につき報告する。

b 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- ・子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ・子会社の取締役、監査役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の管理本部へ報告を行うか、又は内部通報制度に基づいて通報する。
- ・当社内部監査室は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
- ・内部通報制度の担当部門は、当社グループの取締役、監査役及び使用人からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえで、定期的に当社取締役、監査役及び取締役会に対して報告する。

⑪ **上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役、監査役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役、監査役及び使用人に周知徹底する。

- ⑫ **監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
- a 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
  - b 監査役がその職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
- ⑬ **その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制**
- a 監査役は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的な会合をもつ。
  - b 監査役は、内部統制システムの有効性を評価するうえで、内部監査室及び会計監査人と連携する。
  - c 監査役は、会計監査人を監督するとともに、随時会計監査人より会計に関する報告を受ける。
  - d 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用することができる。
  - e 取締役は、監査役が必要と認めた重要な使用人に対する調査にも協力する。

## (2) 体制の運用状況の概要

当社は、上記業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりです。

- ① **コンプライアンス、リスク管理体制等**  
コンプライアンス統括部門の主導により、事業に関連する法令の研修等を実施し、コンプライアンスの徹底に努めております。  
なお、特に当社の業務に関連性が深い景品表示法及び薬機法については、使用人の職務の執行が法令に適合することを徹底するため、年2回の景品表示法と薬機法に関する研修とテストの実施や外部セミナーへの参加、四半期毎の広告コンプライアンス会議の開催、試験実施基準や広告制作フロー等の見直しによるチェック機能の強化を図り、適切な体制を確立しております。  
また、社内外に内部通報窓口を設置しており、周知徹底して運用しております。
- ② **法改正等に伴う諸規程の見直し**  
法改正及び雇用形態の多様化に対応するため、諸規程を整備し運用しております。
- ③ **グループ管理体制**  
当社取締役会や会議等の場を通じて毎月子会社の担当者から経営状況等の報告を受け、現状を把握できる体制となっております。

④ **監査役への報告体制**

当社の内部監査室責任者は内部監査室が行った監査結果について年6回、また、当社のコンプライアンス責任者は「当社グループ内部通報・相談窓口」の通報・相談状況について、通報者の匿名性を確保した上で、通報実績の有無も含めて、四半期毎に年4回取締役会で定例報告を実施するほか、緊急性のあるものについては、遅滞なく監査役に報告を行っております。



## 連 結 注 記 表

### (連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項
 

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称  
すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数	3社
連結子会社の名称	LABO WELL株式会社、 YA-MAN U.S.A LTD.、 雅萌(上海)美容科技有 限公司
2. 持分法の範囲に関する事項
  - (1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な関連会社の名称  
すべての関連会社に持分法を適用しております。

関連会社の数	2社
関連会社の名称	MACHERIE BEAUTY TECHNOLOGY CO.,LTD. 株式会社エフェクティム

  - (2) 持分法の適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項  
持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の仮決算に基づく財務諸表を使用しております。
3. 会計方針に関する事項
  - (1) 資産の評価基準及び評価方法
    - ① 有価証券の評価基準及び評価方法  
その他有価証券  
市場価格のない株式等以外のもの  
時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  
市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法
    - ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
商品、製品、原材料、仕掛品  
移動平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)  
貯蔵品  
最終仕入原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
    - ③ デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法  
時価法
  - (2) 固定資産の減価償却の方法
    - ① 有形固定資産(リース資産を除く)  
定率法(ただし、1998年4月1日以降に

- 取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法)
- ② 無形固定資産(リース資産を除く)  
定額法  
なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
  - ③ リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
    - ① 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
    - ② 賞与引当金  
当社は、従業員への賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
  - (4) 収益及び費用の計上基準  
製品又は商品の販売に係る収益は、顧客との販売契約に基づいて製品又は商品を引渡す一時点において履行義務が充足されると判断し、当該製品又は商品について受け取ると見込まれる金額で認識しております。  
なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品又は商品の販売において、出荷時から当該製品又は商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

### (重要な会計上の見積り)

(繰延税金資産)  
過去の業績及び翌連結会計年度以降の利益計画を基礎として将来の課税所得を合理的に見積もり、回収可能性を判断した上で計上しております。  
当連結会計年度の計上額は、362,578千円でありませ

### (固定資産の減損)

事業用資産については、会社ごとの資産が一体になってキャッシュ・フローを生成していることから、各社で1つの資産グループとし、遊休資産については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。  
資産グループごとに将来割引キャッシュ・フローを合



理的に見積もり、その回収可能性を検討したうえで、固定資産の減損の兆候の有無を判定しております。当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した有形固定資産は543,594千円、無形固定資産は590,776千円であります。なお、当連結会計年度における減損損失の計上はありません。

### (会計方針の変更)

#### (棚卸資産の評価方法の変更)

当社の棚卸資産の評価方法は、従来、総平均法による原価法を採用しておりましたが、当連結会計年度の期首より、移動平均法による原価法に変更しております。

この変更は、新基幹システムの構築を契機として、より迅速かつ適正な期間損益計算を行うことを目的としたものであります。

なお、過去の連結会計年度について、移動平均法による計算を行うことが実務上不可能であり、遡及適用した場合の累積的影響額を算定することができないため、前連結会計年度末の帳簿価額を当連結会計年度の期首残高とみなして計算を行っております。

また、この会計方針の変更による影響額は、軽微であります。

### (追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症拡大が経済活動に与えた影響は、ワクチン接種の普及やウィズコロナのライフスタイルの確立によって収束に向かっており、今後この傾向は続くものと想定しております。

当連結会計年度の連結計算書類の作成に当たっては、上記の仮定の下、会計上の見積りを行っております。

ただし、現時点で入手できる客観的な情報には限りがあり、実際の推移が想定と乖離する場合には、当社の翌連結会計年度の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### (連結貸借対照表に関する注記)

#### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

##### (1) 担保に供している資産

建物	36,439千円
土地	153,865千円
計	190,304千円

##### (2) 担保に係る債務

支払手形（信用状）	70,272千円
1年内返済予定の長期借入金	384,000千円
長期借入金	426,000千円
計	880,272千円

#### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,586,780千円

### (連結損益計算書に関する注記)

#### 1. 寄付金

当社は、2021年9月に設立した一般財団法人ヤーマン奨学財団に対し、奨学金事業の財源として向こう4年分の運営費用を寄付し、当該金額を営業外費用として計上しております。

なお、同財団は、東京都より公益認定の基準に適合すると認められ、2023年2月1日付で公益財団法人に移行しております。

#### 2. 損失負担金

当社は、製造委託先の部品在庫処分にあたって、関係性の維持のために応分の負担を行うこととし、当該金額を特別損失として計上しております。

### (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

#### 1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 58,348,880株

#### 2. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年7月28日 定時株主総会	普通株式	357,637	6.50	2022年4月30日	2022年7月29日
2022年12月13日 取締役会	普通株式	233,840	4.25	2022年10月31日	2023年1月5日
計		591,478	-		

(注) 2022年7月28日定時株主総会決議の1株当たり配当額には、特別配当4.50円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの2023年7月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年7月27日 定時株主総会	普通株式	481,435	利益剰余金	8.75	2023年4月30日	2023年7月28日

(注) 1株当たり配当額には、設立45周年記念配当4.50円が含まれております。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については定期預金を中心に、一部を安全性の高い投資信託にて運用し、資金調達については、銀行借入等によっております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクについては、当社グループの与信管理規程に従い、その低減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金は、1年以内に支払期日の到来するものであります。このうち、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクについては、為替予約を利用するなどしてその低減を図っております。

借入金は主に営業取引に係る資金調達によるものであります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、定期的に市場金利の状況を把握することにより、金利変動リスクを管理しております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループではグループ全体の資金計画を作成するなどの方法により管理しております。

#### (3) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち、38.4%が特定の大口顧客に対するものであります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年4月30日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借 対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金	1,330,000	1,331,567	1,567

(注) 1. 現金及び預金、受取手形、売掛金及び契約資産、未収入金、支払手形及び買掛金、未払金は、いずれも短期間で決済されるため時価はほぼ帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

2. 長期借入金には、1年以内返済予定長期借入金を含めております。

3. 長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。

4. 市場価格のない株式等については、上表には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

	連結貸借 対照表計上額 (千円)
投資有価証券	300,000

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期借入金	-	1,331,567	-	1,331,567
合計	-	1,331,567	-	1,331,567

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

## (収益認識に関する注記)

### 1. 収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント					その他	合計
	通販部門	店販部門	直販部門	海外部門	計		
売上高	6,666,868	7,953,879	9,922,142	17,894,298	42,437,189	559,119	42,996,308
顧客との契約から生じる収益	6,666,868	7,953,879	9,922,142	17,894,298	42,437,189	559,119	42,996,308
その他の収益	-	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	6,666,868	7,953,879	9,922,142	17,894,298	42,437,189	559,119	42,996,308

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (千円)
契約負債 (期首残高)	138,663
契約負債 (期末残高)	16,531

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価額

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

### (1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	462円29銭
1 株当たり当期純利益	71円12銭

### (その他)

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
    - ① 子会社株式、関連会社株式  
移動平均法による原価法
    - ② その他有価証券  
市場価格のない株式等以外のもの  
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法
  - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
    - ① 商品、製品、原材料、仕掛品  
移動平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
    - ② 貯蔵品  
最終仕入原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
  - (3) デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法  
時価法
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法）
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法  
なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
  - (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## 3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金  
従業員への賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

## 4. 収益及び費用の計上基準

製品又は商品の販売に係る収益は、顧客との販売契約に基づいて製品又は商品を引渡す一時点において履行義務が充足されると判断し、当該製品又は商品について受け取ると見込まれる金額で認識しております。

なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品又は商品の販売において、出荷時から当該製品又は商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

## (重要な会計上の見積り)

### (繰延税金資産)

過去の業績及び翌事業年度以降の利益計画を基礎として将来の課税所得を合理的に見積もり、回収可能性を判断した上で計上しております。

当事業年度の計上額は、681,676千円であります。

### (固定資産の減損)

事業用資産については、会社全体の資産が一体になってキャッシュ・フローを生成していることから1つの資産グループとし、遊休資産については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。

資産グループごとに将来割引キャッシュ・フローを合理的に見積もり、その回収可能性を検討したうえで、固定資産の減損の兆候の有無を判定しております。

当事業年度の貸借対照表に計上した有形固定資産は538,433千円、無形固定資産は590,776千円であります。

なお、当事業年度における減損損失の計上はありません。

## (会計方針の変更)

### (棚卸資産の評価方法の変更)

当社の棚卸資産の評価方法は、従来、総平均法による原価法を採用していましたが、当事業年度の期首より、移動平均法による原価法に変更しております。

この変更は、新基幹システムの構築を契機として、より迅速かつ適正な期間損益計算を行うことを目的としたものであります。

なお、過去の事業年度について、移動平均法による計算を行うことが実務上不可能であり、遡及適用した場合の累積的影響額を算定することができないため、前事業年度末の帳簿価額を当事業年度の期首残高とみなして計算を行っております。

また、この会計方針の変更による影響額は、軽微であります。

## (追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症拡大が経済活動に与えた影響は、ワクチン接種の普及やウィズコロナのライフスタイルの確立によって収束に向かっており、今後もこの傾向は続くものと想定しております。

当事業年度の計算書類の作成に当たっては、上記の仮定の下、会計上の見積りを行っております。

ただし、現時点で入手できる客観的な情報には限りがあり、実際の推移が想定と乖離する場合には、当社の翌事業年度の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## (貸借対照表に関する注記)

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

建物	36,439千円
土地	153,865千円
計	190,304千円

#### (2) 担保に係る債務

支払手形 (信用状)	70,272千円
1年内返済予定の長期借入金	384,000千円
長期借入金	426,000千円
計	880,272千円

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,577,817千円

### 3. 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	14,791千円
短期金銭債務	173千円

### 4. 保証債務

子会社LABO WELL株式会社の金融機関に対する信用状の決済資金に対する債務保証	10,000千円
---	----------

## (損益計算書に関する注記)

### 1. 関係会社との取引高

#### 営業取引による取引高

売上高	123,821千円
仕入高	3,023千円

#### 営業取引以外の取引による取引高

業務委託料収入	31,200千円
---------	----------

### 2. 寄付金

当社は、2021年9月に設立した一般財団法人ヤーマン奨学財団に対し、奨学金事業の財源として向こう4年分の運営費用を寄付し、当該金額を営業外費用として計上しております。

なお、同財団は、東京都より公益認定の基準に適合すると認められ、2023年2月1日付で公益財団法人に移行しております。

### 3. 損失負担金

当社は、製造委託先の部品在庫処分にあたって、関係性の維持のために応分の負担を行うこととし、当該金額を特別損失として計上しております。

#### (株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首 株式数 (株)	当事業年度 増加 株式数 (株)	当事業年度 減少 株式数 (株)	当事業年度 末株式数 (株)
普通株式	3,327,668	—	—	3,327,668

#### (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

##### 繰延税金資産

未払事業税	37,094千円
賞与引当金	34,467千円
返金負債	57,714千円
一括償却資産	4,139千円
棚卸資産評価損	6,282千円
未払費用	116,758千円
減価償却超過額	8,179千円
資産除去債務	15,371千円
長期前払費用	47,955千円
土地	10,927千円
子会社株式	357,000千円
その他	10,158千円
繰延税金資産合計	<u>706,050千円</u>

##### 繰延税金負債

未収還付事業税	△1,654千円
返品資産	<u>△22,719千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△24,373千円</u>
繰延税金資産純額	<u>681,676千円</u>

#### (関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	YA-MAN U.S.A LTD.	所有 直接 100.0%	役員 兼任 経営 管理	増資の 引受 (注1)	45,661	—	—
子会社	雅萌 (上海) 美容科技 有限公司	所有 直接 100.0%	当社 従業員の 役員兼任 経営管理	増資の 引受 (注1)	149,974	—	—
関連会社	株式会社 エアエクトム	所有 直接 35.0%	役員 の 兼任	当社 製品の 販売 (注2)	524,468	売掛金	576,915

(注) 1. 当社が全額引き受けたものであります。

2. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

#### (収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報については、連結注記表（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

#### (1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	479円45銭
1株当たり当期純利益	85円65銭

#### (その他)

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。